扶養認定時に必要な提出書類

★**総合的に審査させていただくため**、追加書類のご提出をお願いすることがあります、ご協力よろしくお願いします。

★扶養認定日は必要書類が全て揃い、**デサント健康保険組合で受付した日からの加入**となります。
　ご提出が遅れる場合は、認定日も遅れますのでご注意ください。

★扶養の範囲　年収基準額：130万円未満（月換算で月収約10万8千円（通勤費込み）で判断します。月額でこれを超える場合は認められません。）
　（60歳以上・障がいをお持ちの場合は180万円未満（月換算　月収15万円）、19歳～23歳未満のお子様の場合は150万未満（月換算　月収12万5千円）で判断）

全員必須書類	**●被扶養者異動届** **●個人番号が記載された世帯全員の住民票（続柄入り）** 認定者①②③④から提出書類をご準備ください **別居されている場合（単身赴任を除く）**、別居の方の世帯全員の住民票（続柄入り）と 直近３ヶ月の仕送り事実を証明できる書類を追加してご提出ください。　通帳写し、仕送り明細　等

認定者①	収入有無	年齢（学年	必要書類		補足（※提出必須！！）
子供（出生児含む）	収入なし	中学生以下（出生児含む）	中学生以下の方で収入がない場合は、 お子さんご自身に関する追加書類はありません。		**お子様（出生児含む）を扶養する場合は、配偶者との収入比較が必須となります。** 夫婦共同扶養（共働きでお子様を扶養）される方は、夫婦両方の収入確認が できるものを提出ください。 提出物：①「夫婦共同扶養収入額確認表」 ②所得証明書（配偶者分） ③雇用契約書・労働条件通知書・確定申告書（別表1.2.収支内訳書）（写） （もしくは、直近3か月の給与明細） 年金収入などであれば、年金改定通知書・年金振込通知書（写） ※配偶者がデサント健康保険組合の被扶養者になっている場合は提出不要 ※前年と今後の収入に大きな変動がある場合には、契約書、労働条件通知書の提出が 必須となります。 障害をお持ちの認定者 障害者手帳（写）もしくは資格等級がわかる書面を ご提出ください。
		高校生以上	**学生証・在籍証明書写し（収入問わず高校生以上の方は提出ください）**		
	収入あり		19歳ー22歳	雇用契約書（写） 労働条件通知書（写） **※年収の基準は「150万円未満」が適用されます。** **※障害をお持ちの認定者は「180万円未満」が適用されます。**	
			上記以外	雇用契約書（写） 労働条件通知書（写） **※年収の基準は「130万円未満」が適用されます。** **※障害をお持ちの認定者は「180万円未満」が適用されます。**	

19歳を迎える年：N年

	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳
	N-1年	N年	N+1年	N+2年	N+3年	N+4年※※※
扶養認定	130万円未満	150万円未満				130万円未満

※配偶者は、年齢に問わず、従来通り「130万円未満」の基準が適用されます。
※※健康保険法より年齢到達日は「誕生日の前日」と定められているため
　1月1日生まれの方は前年（N-1・N+3）12月31日において年齢が加算される点にご注意ください。
※※※扶養を継続する場合は、該当年（N+4）の1月1日以降の年収を130万円未満に調整して頂く必要があります。

認定者②	収入有無	年齢	状況		
配偶者	収入なし	全員	無職	所得証明書・非課税証明書（最寄りの市役所で入手ください）	
			自営業 終了	廃業届出書（写）※税務署受理印があるもの	
			年金受給中の方	年金改定通知書（写）、年金振込通知書（写）　※老齢年金・障害年金・遺族年金は収入の対象となります	
			退職	**雇用保険失業給付に関する誓約書**　（デサント健康保険組合HP「扶養家族に関する手続き」より）	
				雇用保険　未加入	保険未加入であることがわかるもの（事業主証明書・雇用契約書等）
				雇用保険　加入期間不足	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書
				失業給付受給資格　破棄	離職票両面（写）もしくは雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）
				失業給付受給　予定	雇用保険受給資格者証両面（写）
				失業給付受給　延長	離職票両面（写）・受給期間延長通知（写）
				失業給付受給　終了	雇用保険受給資格確認証の両面（写）　※受給終了印があるもの
	収入あり	59歳未満	会社にお勤めの方	雇用契約書（写）もしくは労働条件通知書（写）　**※年収は　130万円未満　が基準となります（障害をお持ちの認定者は180万円未満）**	
			自営業の方	前年の確定申告書（別表1.2.収支内訳書）（写）	
			給付金受給中の方	傷病手当金/出産手当等の支給決定通知書（写）	
			年金受給中の方	年金改定通知書（写）、年金振込通知書（写）　※障害年金・遺族年金は収入の対象となります	
		60歳以上	会社にお勤めの方	雇用契約書（写）もしくは労働条件通知書（写）　**※年収は　180万円未満　が基準となります（障害をお持ちの認定者は180万円未満）**	
			自営業の方	前年の確定申告書（別表1.2.収支内訳書）（写）	
			給付金受給中の方	傷病手当金/出産手当等の支給決定通知書（写）	
			年金受給中の方	年金改定通知書（写）、年金振込通知書（写）　※老齢年金・障害年金・遺族年金は収入の対象となります	

障害をお持ちの認定者
障害者手帳（写）もしくは資格等級がわかる書面を
ご提出ください。

認定者③	収入有無	年齢	状況		
被保険者以外に認定対象者と生計を同じくする方がいる場合は、そのご家族の収入がわかるものを一緒にご提出ください。			無職	所得証明書・非課税証明書（最寄りの市役所で入手ください）	
			自営業 終了	廃業届出書（写）※税務署受理印があるもの	
			年金受給中の方	年金改定通知書（写）、年金振込通知書（写）　※老齢年金・障害年金・遺族年金も収入の対象となります	
両親（実父母）	収入なし	全員	退職	**雇用保険失業給付に関する誓約書**　（デサント健康保険組合HP「扶養家族に関する手続き」より）	
				雇用保険　未加入	保険未加入であることがわかるもの（事業主証明書・雇用契約書等）
				雇用保険　加入期間不足	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書
				失業給付受給資格　破棄	離職票両面（写）もしくは雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）
				失業給付受給　予定	雇用保険受給資格者証両面（写）
				失業給付受給　延長	離職票両面（写）・受給期間延長通知（写）
				失業給付受給　終了	雇用保険受給資格確認証の両面（写）　※受給終了印があるもの
	収入あり	59歳未満	会社にお勤めの方	雇用契約書（写）もしくは労働条件通知書（写）　**※年収は　130万円未満　が基準となります（障害をお持ちの認定者は180万円未満）**	
			自営業の方	前年の確定申告書（別表1.2.収支内訳書）（写）	
			給付金受給中の方	傷病手当金/出産手当等の支給決定通知書（写）	
		60歳以上	会社にお勤めの方	雇用契約書（写）もしくは労働条件通知書（写）　**※年収は　180万円未満　が基準となります（障害をお持ちの認定者は180万円未満）**	
			自営業の方	前年の確定申告書（別表1.2.収支内訳書）（写）	
			給付金受給中の方	傷病手当金/出産手当等の支給決定通知書（写）	
			年金受給中の方	年金改定通知書（写）、年金振込通知書（写）　※老齢年金・障害年金・遺族年金も収入の対象となります	
	75歳以上		**当保険組合から喪失となり、後期高齢者医療制度の加入となります（75歳誕生日より喪失となります）**		

障害をお持ちの認定者
障害者手帳（写）もしくは資格等級がわかる書類をご提出ください。

認定者④	収入有無	年齢	状況		
被保険者以外に認定対象者と生計を同じくする方がいる場合は、そのご家族の収入がわかるものを一緒にご提出ください。			無職	所得証明書・非課税証明書（最寄りの市役所で入手ください）	
			自営業 終了	廃業届出書（写）※税務署受理印があるもの	
			年金受給中の方	年金改定通知書（写）、年金振込通知書（写）※老齢年金・障害年金・遺族年金は収入の対象となります	
兄弟姉妹	収入なし	全員	退職	**雇用保険失業給付に関する誓約書**（デサント健康保険組合HP「扶養家族に関する手続き」より）	
				雇用保険　未加入	保険未加入であることがわかるもの（事業主証明書・雇用契約書等）
				雇用保険　加入期間不足	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書
				失業給付受給資格　破棄	離職票両面（写）もしくは雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）
				失業給付受給　予定	雇用保険受給資格者証両面（写）
				失業給付受給　延長	離職票両面（写）・受給期間延長通知（写）
				失業給付受給　終了	雇用保険受給資格確認証の両面（写）　※受給終了印があるもの
	収入あり	59歳未満	会社にお勤めの方	雇用契約書（写）もしくは労働条件通知書（写）　**※年収は　130万円未満　が基準となります（障害をお持ちの認定者は180万円未満）**	
			自営業の方	前年の確定申告書（別表1.2.収支内訳書）（写）	
			給付金受給中の方	傷病手当金/出産手当等の支給決定通知書（写）	
		60歳以上	会社にお勤めの方	雇用契約書（写）もしくは労働条件通知書（写）　**※年収は　180万円未満　が基準となります（障害をお持ちの認定者は180万円未満）**	
			自営業の方	前年の確定申告書（別表1.2.収支内訳書）（写）	
			給付金受給中の方	傷病手当金/出産手当等の支給決定通知書（写）	
			年金受給中の方	年金改定通知書（写）、年金振込通知書（写）　※老齢年金・障害年金・遺族年金は収入の対象となります	

障害をお持ちの認定者
障害者手帳（写）もしくは資格等級がわかる書面をご提出ください。